

空き家等を適正に管理・活用しましょう

「加東市空き家等の適正な管理及び有効な活用に関する条例」を公布しました

条例制定の目的

近年、所有者や管理者等の高齢化や遠隔地への居住、または経済的な事情等の理由で管理が不完全な建築物や工作物およびその敷地が目立つようになり、倒壊や損壊、放火や不法侵入といった防災・防犯上の問題が全国的に生じています。さらに、これらの空き家等は、犯罪や衛生面の悪化の温床にもなります。

加東市では、みなさまの安全・安心の確保並びに良好な生活環境の保全と、空き家等の有効な活用を図るため「加東市空き家等の適正な管理及び有効な活用に関する条例」を制定し、7月1日に公布しました。

空き家等の管理は所有者等の責任です

今回施行された条例において、空き家等の所有者や管理者・占有者は「空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正な管理を行わなければならない」としています。

また、空き家等を自ら整備し、又は第三者に売却もしくは賃貸して、住宅や地域交流拠点等として有効に活用するよう努めることも挙げられています。

※空き家等が原因で近隣の家屋や財

産に被害を及ぼした場合、その空き家等の所有者等は、損害賠償責任を問われることがあります。

適正管理のために行政指導等を行います

本条例では、所有者等が空き家等の適正な管理を行う責務を明確にするとともに、市民のみなさまには、適正に管理されていない空き家等を発見された場合には市への情報提供をお願いしています。市は、情報の提供があつた空き家等の実態調査を行い、調査の結果、必要であれば適正な管理を行うよう行政指導等を行います。

場合によっては、所有者等に対して、氏名等の公表や命令、行政代執行を行うこともあります。

代行措置を行うことができます

市は、指導や勧告、命令をした場合で、緊急に危険を回避する必要があるときや、所有者等が是正措置をとることができないときに、所有者等の同意を得て、必要最低限の代行措置を行います。

※代行措置に係る費用については、所有者等から徴収します。



有効な活用に向けて

本条例の施行とともに、市内における空き家等の有効活用を通して、市への定住促進と地域の活性化を図るため「加東市空き家等の情報登録制度要綱」を施行します。

市は、所有者等から登録のあつた空き家等の情報提供をホームページで行い、空き家等の有効な活用を支援します。

不完全な状態にある空き家等を増やさないために

本条例は、市が空き家等に関する課題をすべて解決するというものではありません。市、所有者等、市民のみなさまが相互に連携・協力し、不完全な状態にある空き家等を増やさないよう、課題に取り組んでいくことが重要です。

問い合わせ
市民安全全部生活課（滝野庁舎）

☎48・3528

空き家への居住を促進する

助成制度ができました

「兵庫県」さとの空き家活用支援事業」

◆対象者

空き家に居住しようとする方、または空き家を貸そうとする方

◆対象経費

台所、浴室、便所（いずれかも可）の改修工事費およびこれらに附帯する内外装改修工事費

◆補助額

最大100万円
（対象工事費の1／3が上限）

◆募集期間

1次：7月31日(水)まで
2次：8月1日(木)～9月30日(月)
※2次募集は行わない場合があります。

◆問い合わせ

○兵庫県住宅政策課

☎078・362・3583

○建設部都市整備課（滝野庁舎）

☎48・3463

◆対象地域

○市街化調整区域＊1

○都市計画区域外＊2

◆対象住宅

- 次の要件全てに合致する住宅
- ①木造在来工法により建築された一戸建ての住宅
 - ②老朽度や実用性から、現在の生活スタイルに合わない水回り設備等の改修工事が必要と認められる住宅
 - ③10年以上居住することが明らかな住宅

加東市役所地球温暖化対策実行計画 平成24年度取組結果について

地球温暖化対策推進のため、平成21年3月に「加東市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成24年度に実施期間が満了しました。

この計画の削減目標（平成19年度対比6％）を目指して、市職員自らが日常業務のなかで地球環境保全に向けた取り組みを自発的・積極的に重ねた結果、市役所から排出される二酸化炭素の量を、平成24年度に約6・8％削減することができました。

計画の概要

- ◆実施期間 平成20年～24年
- ◆基準年 平成19年度
- ◆対象範囲 市役所が行う全ての事務・事業
※ただし、広域で実施する事業、指定管理者等に委託した施設は除く。

- ◆削減目標 市役所から排出される温室効果ガス総排出量を平成24年度において平成19年度対比で6％削減

■計画による主な取り組み内容

○エコカー導入

○エアコンの適正管理

○執務時間外の積極的な消灯

○ノーマル残業デーの徹底による消費電力の削減

問い合わせ

市民安全全部生活課（滝野庁舎）
☎48・3528

消費生活相談報告

平成24年度消費生活相談報告の概要をお知らせします。

相談件数：97件（平成23年度105件）「50・60・70歳代」の相談者が全体の約半数を占めています。

- 有料サイトに関する相談が全体の15%でトップ
無料サイトだと思っていたら、いつの間にか有料サイトに繋がり、高額料金を請求されたという相談が例年多くあります。ただし、平成24年度は、身に覚えのないサイト料金の架空請求の相談も数件ありました。これは全国的には多くみられる相談です。

- 工事・建築に関する相談
平成20年度以降、全国的に増加傾向にあるリフォーム工事や屋根の修繕工事などの契約トラブル、ずさんな工事による解約トラブルの相談も後を絶ちません。
- 健康食品でのトラブル
注文した覚えがないのに「注文した」と言われ健康食品等を送りつけられるトラブルが増加しています。

悪質商法の手口は、年々多様化・巧妙化しています。「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活相談窓口（滝野庁舎）に相談しましょう。 問い合わせ 加東市消費生活相談窓口（滝野庁舎生活課内） ☎48-3528